

「選定療養費」改定のお知らせ

2022年
10月1日
より

「特定機能病院」に紹介状を持たずに初診で受診される場合には、診療費とは別に「選定療養費」として、国が定めた金額以上の額を定めて徴収することが義務付けられています。2022年度診療報酬改定により見直しが行なわれ、初診時・再診時の「選定療養費」を10月1日から次のように変更いたします。ご理解とご了承いただきますようお願いいたします。

選定療養費の種類	対象の方	改定金額	
		前 2022年9月30日まで	後 2022年10月1日から
特定機能病院の 初診時負担	・初診時に所定の紹介状（診療情報提供書）をお持ちでない方	5,500円 （税込）	8,800円 （税込）
特定機能病院の 再診時負担	・再診患者さんの中で、当院から他の医療機関に対し紹介状（診療情報提供書）による紹介を行ったにもかかわらず当院を再度受診される方 ・再診患者さんの中で、特定機能病院としての当院での治療を終了したにもかかわらず、引き続き当院での診療を継続される方	2,750円 （税込）	3,300円 （税込）

＜ご負担の対象とならない例＞

- ・ 緊急その他やむを得ない事情がある場合（救急の患者、公費負担医療の対象患者等）
- ・ 他院からの所定の紹介状（診療情報提供書）を持参した場合
- ・ 正当な理由がある場合
 - ① 本院の他の診療科等から院内紹介されて受診する場合
 - ② 医科と歯科との間で院内紹介した場合
 - ③ 特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった場合
 - ④ 救急医療事業、周産期事業等において休日、夜間受診した場合
 - ⑤ 外来受診後そのまま入院となった場合
 - ⑥ 地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する場合
 - ⑦ 本院の治験協力者である場合
 - ⑧ 災害により被害を受けた場合
 - ⑨ 労働災害、公務災害、交通事故、保険診療外（自費診療）で受診の場合
 - ⑩ その他、本院が直接受診する必要性を特に認めた場合（急を要しない時間外の受診及び単なる予約受診等、患者さんの都合により受診する場合を除く）

※ なお、眼科、整形外科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科・小児発達外来・小児科・呼吸器内科につきましては、当院では初診（予約なしで6ヶ月以上受診されなかった場合を含む）の際に所定の紹介状（診療情報提供書）が無い場合はご受診ができません。あしからずご了承ください。